

加熱式たばこ（指定たばこ）の取扱いについて

<第2種施設>

多数の者が利用する施設のうち、第1種施設及び喫煙目的施設以外の施設。
(飲食店のうち新たに開設する又は経営規模の大きい店舗等)

> 豊橋市受動喫煙防止条例

- 加熱式たばこにおいても喫煙者の呼気に有害物質が含まれており、健康増進法改正の趣旨が、望まない受動喫煙をなくすことから、紙巻きたばこと同等の扱いとする。
【努力義務】

参考：(国) 改正健康増進法

- 特例として、加熱式たばこについては「当分の間の措置」として、経過措置が設けられている。
⇒ 加熱式たばこ専用の喫煙室内での飲食等が可能 ※ 屋内の一部の場所
(指定たばこ喫煙専用室)

原則

屋内禁煙



ただし、

喫煙専用室設置



紙巻たばこ 加熱式たばこ
飲食不可

喫煙専用室設置



飲食不可

喫煙専用室設置



飲食不可

特例として、

加熱式たばこの特例



飲食以外も可

※全面加熱式たばこ専用室は不可

<既存特定飲食提供施設>

既存特定飲食提供施設（既存の飲食店のうち経営規模の小さな事業者が運営するもの）

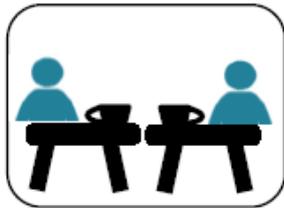
・客席面積 100 m²以下で、個人または中小企業（資本金 5,000 万円以下等）

> 豊橋市受動喫煙防止条例 = (国) 改正健康増進法

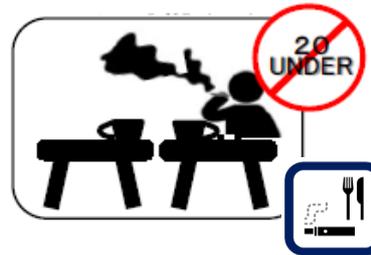
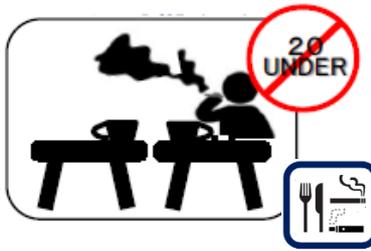
○ 既存特定飲食提供施設については、経過措置が設けられている。
⇒ 喫煙可能室内での飲食等が可能 ※ 屋内の全部又は一部の場所

● 経営者の判断で選択することができる。

完全禁煙



全面喫煙可能室



一部喫煙可能室

